

# ウェルハウスキセラ

## 「サービス付き高齢者向け住宅」ご入居の手引き

### 1. ご入居にあたっての手続き

#### ご契約者（ご入居者ご本人）の住所を変更される場合

##### (1) 住民票の異動

- ① 兵庫県川西市火打1丁目1番24号 ウェルハウスキセラ
- ② 世帯主はご入居者ご本人になります。

##### (2) 健康保険の手続き

###### ① 国民健康保険加入の方

- 市区町村の担当窓口にて、住所変更の手続きを行ってください。
- 必要なもの：国民健康保険証、印鑑

###### ② その他の健康保険加入の方

- 該当する社会保険事務所または健康保険組合にて、住所変更等の手続きを行ってください。

##### (3) 老人保健法 医療受給者証の手続き

- ① 市区町村の担当窓口にて、住所変更の手続きを行ってください。
- ② 必要なもの：国民健康保険証、医療受給者証、印鑑

##### (4) 介護保険被保険者証の手続き

- ① 保険者である市区町村（現在お持ちの保険証の表紙下部に記載）の担当窓口にて住所変更の手続きを行ってください。

##### (5) 身体障害者手帳の手続き

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方は、市区町村の障害福祉課にて住所変更等の手続きを行ってください。

##### (6) 心身障害老人医療費特別助成の手続き（身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、B1の方）

- ① 市区町村の担当窓口にて、住所変更の手続きを行ってください。
- ② 必要なもの：国民健康保険証、医療受給者証、身体障害者手帳もしくは療育手帳、印鑑

##### (7) 年金・恩給の手続き

- ① 個人により、住所変更の手続きが必要な場合と不要場合がありますので、社会保険事務所に受給者番号を伝えてお問い合わせ下さい。

## 住所変更をされない場合

### (1) 郵便局への転居（転送）届け

- ① ご契約者（ご入居者ご本人）のご入居によって旧住所に家人が不在となる場合は、旧住所に届く郵便物は、ご家族が施設へ届けていただくことになります。
- ② 「ウエルハウスキセラ」への転送を希望される場合は、郵便局で転居届を提出してください。（転送期間は1年間以内ですので、更新に留意してください。）
- ③ 保険証類等市から送付される郵便物は、市への申請により施設へ転送できます。

## 2. ご入居当日までに用意しご持参いただく書類

- 入居契約書（2部）
- 生活支援サービス契約書（2部）
- 重要事項説明書（2部）
- 診療情報提供書（1部）
- 看護サマリー（現在、入院中・他施設入居中の場合）（1部）
- 個人情報使用同意書（1部）
- 医療情報提供同意書（1部）
- 緊急対応時の確認書（1部）

※ご契約に際しては、ご本人・ご家族の印鑑が必要になります。

## 3. ご入居時に施設でお預かりするもの

※サービス付き高齢者向け住宅入居の方はコピーで結構です。

- 国民健康保険被保険者証（お持ちの方）
- 後期高齢者医療被保険者証（お持ちの方）
- 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方）
- 高齢障害者医療費受給者証（障害者手帳をお持ちの方）
- 医療受給者証（お持ちの方）
- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証
- 障害者手帳・療育手帳（お持ちの方）

## 4. ご入居時の持ち物について

- (1) ご入居に際して、環境の変化に対する不安軽減を図る為、ご入居後も今までの生活の継続として使い慣れたもの、思い出のあるものを持って来ていただき安心した生活を

過ごしていただきたいと考えております。これまでの生活でご入居者のご家庭で飾られていた写真や絵、置物、趣味に使う道具、時計、カレンダー等をご持参ください。

- (2) 当施設では、感染症対策の観点から、基本的に寝具布団・シーツ類は定期的な洗濯サービス込みのリースでのご利用をお願いしております。どうしてもご自身の寝具類を持参されたい方はお申し出ください。タオルケットや毛布、敷き毛布や電気毛布など季節で使い分けるものに関しましては個人でご用意ください。
- (3) テレビ等家電家具類は火器・危険物を除きご本人の生活に必要なものをご持参ください。エアコン、カーテンは備え付けのものがございます。
- (4) 現在服用・ご使用されているお薬はすべてお持ちください。できる限り、ご入居前に1週間分以上処方してもらい、お持ちください。(ただし、当施設委託医師の判断により一部のお薬について使用を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください)
- (5) 衣類、下着類をご用意ください。
  - ①お身体が不自由になると朝から晩までパジャマのままでおられる方も少なくありません。当施設ではそれぞれの方に気持ちの良い服装で過ごしてもらいたいと考えております。生活にメリハリをつけるためにもできる限り朝晩のお着替えをお勧めしています。ご入居に際しては、ご入居者のお気に入りの服等をお持ちいただきますようお願いいたします。
  - ②麻痺がある等身体状況によっては、前開きの上着をご用意していただく場合もあります。
  - ④外出時の、夏の帽子や冬の手袋等は、必要に応じてご用意下さい。
  - ⑤紙パンツ、パット、オムツ類を使用されている方はご用意ください。また別途料金にて施設のものもご使用いただけます。
- (6) タオル、バスタオルは洗面時や入浴時等に使いますので個人のものをご用意ください。
- (7) 入浴時のシャンプーやリンス、石鹸は施設でご用意しております。ご入居者が希望されるシャンプーなどがあれば各自ご用意ください。
- (8) 居室で使用される湯呑、マグカップ等の食器は、個人でご用意ください。
- (9) 洗面用具もご用意ください。
  - ①歯磨き粉、歯ブラシ、コップ、義歯入れ、義歯洗浄剤などは個人負担となっております。
  - ②男性の髭剃りに関しまして、カミソリを使用した介助はできかねますので、介助が必要な方は電気シェーバーをご用意下さい。ご自分でされる方は必要に応じて二枚刃や三枚刃等の安全なカミソリをご用意下さい。
- (10) ティッシュペーパー、トイレットペーパーなどの日常生活用品も個人負担となっておりますが、別途料金にて施設の物もお使いいただけます。
- (11) 室内用の靴は、介護シューズなど履きやすく歩きやすいものをご用意ください。
- (12) その他、ご入居者にとって必要なものがありましたら随時ご相談させていただきます。

(1 3) ご入居時にご用意いただく物品

(下記は一例ですのでその他必要な物がございましたらご持参ください。)

- ① 普段着・靴下 (5セット程度)
  - ② 下着 (5セット程度)
  - ③ パジャマ (またはそれに代わるもの)
  - ④ タオル・バスタオル (5セット程度)
  - ⑤ 季節及び必要に応じた毛布・電気毛布・タオルケット等
  - ⑥ 洗面道具一式 (歯ブラシ・コップ・歯磨き粉等)
  - ⑦ 洗濯カゴ (居室で一時的に洗濯物を入れておくもの)
  - ⑧ 洗剤類 (洗濯用、キッチン用、居室やトイレ掃除用)
  - ⑨ ゴミ箱 (居室で使用するもの)
  - ⑩ 掃除用具 (洗面台、キッチンで使用するスポンジ・トイレ用ブラシ等)
  - ⑪ ビニール手袋 (排泄介助や掃除サービスの時に必要になります)
  - ⑫ 義歯をご使用されている方は、義歯入れ及び義歯洗浄剤
  - ⑬ 爪切り (手用と必要に応じて足用のニッパー型)
  - ⑭ ティッシュなど普段お使いになる物
  - ⑮ 車椅子を使用されている方は、車椅子用の座布団
  - ⑯ 現在服薬しているお薬 (1週間分ほど)
  - ⑰ 解熱剤など頓服用の常備薬 (市販の物で結構です)
  - ⑱ 必要に応じて、食事用エプロンや普段使用されている自助具
- (1 4) ご入居者の状況に応じて、衣類等を施設でお預かりさせて頂く場合があります。ご相談の上で対応を行いますが、その際は別途料金をいただきます。

## 5. 居室内の家具等の配置について

- (1) 家具やベッドの配置については介護上及び自立支援の観点からご入居者、ご家族とご相談させていただきます。当施設は家具やベッドについては、福祉家具という考え方を持っておりますので、配置を変更する際は、ご相談のうえ決定させていただきます。

## 6. 医療機関の受診について

- (1) 内科回診、歯科往診
- (2) ご希望の方は、提携の医師による内科回診や歯科往診を受けていただけます。  
(別途医療費がかかります。)

医師の指示により医務契約を結んでいる協立病院に受診することがありますが、基本的に無料で職員が送迎致します。院内での付き添い、及び入院等ご家族様の対応が必要な場合は同行をお願いいたします。

協立病院以外医療機関への受診は、介護タクシーなどをご利用いただきご家族にご同行をお願いいたします。

(緊急時の受診は、ご家族に連絡の上、ご家族が到着されるまでの間は職員が対応を行うこともあります)

- (3) 突発的な病状が発症された場合は救急車を要請することもありますので、ご同行をお願いします。

## 7. 延命治療について

救命処置について、急性心不全などで呼吸が停止された場合、気道確保のため挿管し人口呼吸器をつけるかどうかの決断を求められる場合があります。呼吸を回復させるための医療処置ですが、延命処置となることが考えられますので、事前にご家族のお考えをお伺いする書類にご記入いただけます。

## 8. 車いす等の補助具について

当施設では、ご入居者お一人おひとりの身体状況や障害に合わせた車イス・歩行補助具(杖、歩行器など)・福祉用具などをご利用いただき、できる限り自立した生活を過ごしていただきたいと考えております。当施設で車イス等使用の方については、自立支援介護を進める上で、ご本人のお体の状況に合ったオーダーメイドの車イス等のご購入またはレンタルをお勧めしております。また、施設での生活が経過し、身体状況の重度化によって車イスが合わなくなられた場合、お体に合う車イスのご用意を買い替えまたはレンタルにてご検討いただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

## 9. 集団リハビリ及び個別リハビリについて

- ①集団リハビリでは、医務契約を結んでいる医療法人協和会から派遣される理学療法士を中心に、定期的に機能訓練を兼ねたレクレーションを行っています。ご希望の方は1回500円で参加頂けます。
- ②個別リハビリをご希望される方は、介護保険や医療保険を使った外部サービスもご利用頂けます。

## 10. 月々・季節ごとの施設行事について

当施設では、ご入居者にとって予定がある生活と、ご入居者とご家族が同じ時を楽しく過ごしていただくことで生きいきとした生活を提供するために、月々・季節ごとの行事を企画しております。

花見大会や敬老祝賀会、盆踊り、運動会、紅白歌合戦などの企画を順次行う予定ですので、ひとりでも多くのご入居者が参加できるようにご家族のご参加ご協力をお願いしております。

## 1 1. 買い物等について

衣類・お食事・おやつ等はお好みもあり、職員が個人的に買物を受けることは原則いたしておりませんので、衣類・お食事・おやつ等の買物をご本人やご家族にお願いしております。ヘルパーの付き添いをご希望の場合は別途ご契約が必要です。

## 1 2. 日常生活等について

- ①喫煙について、受動喫煙防止の観点から、施設内は原則禁煙とさせていただきます。
- ②ご面会、外出については防犯上の都合もあり、21時から翌7時の間はご遠慮いただいております。止むを得ない事由等で夜間の面会を希望のかたはご連絡ください。(緊急時を除く。)
- ③入浴は基本的に、週2回となります。
- ④外出・外泊時は1階事務所にお申し出の上、お願いします。
- ⑤定期的に訪問理美容のサービスがございます。ご活用ください。
- ⑥入院時の洗濯物の届けと回収については、ご家族様にお願いしております。
- ⑦入院中に経鼻栄養もしくは胃瘻造設による流動食の栄養補給が必要になられた場合、現状の施設体制では施設への退院が困難となりますので、病院から説明を受けられた際は施設とご相談の上、経鼻栄養もしくは胃瘻造設についてのご判断をお願いします。今後医療的な受入れ体制は整備させていただく予定です。

## 1 3. サービス担当者会議について

ご入居者の援助について、お身体の状態に応じて定期的に、ご本人及びご家族と担当ケアマネージャー、担当職員との話し合いを行います。

## 1 4. お支払い及び金銭管理について

- ①お振り込みの場合  
利用された翌月に請求書を送付させていただき、請求書に記載された口座へ月末までに振り込みをお願いいたします。(手数料はお客様負担となります)
- ②預金口座振替の場合  
預金口座振替依頼書をお渡ししますので、口座情報をご確認のうえ記入をお願いいたします。書類はウェルハウスキセラへ返却をお願いいたします。手続きをさせて頂き、所定の期間を経て預金口座振替開始となります。
- ③金銭管理につきましては、基本的にご入居者及びご家族様で行っていただきますが、やむを得ない事由により施設サービスによる管理が必要な場合はご相談ください。

## 15. 残置金品の返却について

- ①ご入居時に頂いた敷金につきましては、ご退去時に無利息全額返還させていただきますが、居室の原状回復のための修繕・修復の費用、また不用品の処分等依頼された場合はその費用を敷金から差し引かせていただきますのでご了承ください。
- ②ご退去後は出来る限り早い時期に居室内をご確認いただき、衣類・家具等を引き取っていただきます。尚、不要な衣類・家具等がございましたら施設で片付けることも出来ますので、必要な品だけをお持ち帰りください。